

## 土浦市規則第 85 号

### 土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（平成 28 年土浦市条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(抑制区域)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の規定により市規則で定める抑制区域は、別表第 1 に掲げる区域とする。

(配慮事項)

第 4 条 条例第 7 条第 2 項の規定により市規則で定める配慮事項は、別表第 2 に掲げる事項とする。

(設置事業の周知等)

第 5 条 条例第 8 条第 3 項の看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせ（様式第 1 号）とし、事業者は、当該看板を事業区域内の見やすい場所に設置するものとする。

(事前協議書等の提出)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項の書面は、事前協議書（様式第 2 号）とし、事業者は、当該事前協議書に次に掲げる書類を添付し、正本及び副本を作成の上、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第 3 号）

(2) 事業区域等状況調書（様式第 4 号）

(3) 町内会に対する説明報告書（様式第 5 号）

(4) 近隣関係者に対する説明報告書（様式第 6 号）

(5) 前各号に掲げるもののほか、別表第 3 に定める図書

(協議終了の通知)

第 7 条 条例第 10 条第 1 項の通知は、事前協議終了通知書（様式第 7 号）とし、市長は、前条の副本を添えて事業者に通知するものとする。

(工事の着手等の届出)

第8条 条例第11条の規定による届出は、次の書面により行うものとし、正本及び副本を作成の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事着手届出書(様式第8号)
- (2) 工事(中止・再開)届出書(様式第9号)
- (3) 工事完了届出書(様式第10号)
- (4) 工事取りやめ届出書(様式第11号)

(協議内容の変更)

第9条 条例第13条第1項の書面は、事業変更届出書(様式第12号)とし、条例第9条第1項各号に規定する事項のうち変更しようとする事項に係る書類を添付し、正本及び副本を作成の上、市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第1項ただし書の市規則に定める軽微なものは、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの  
(管理者等に関する情報の掲示等)

第10条 条例第14条の規定による掲示は、次の内容を記載した太陽光発電設備の管理者等に関する情報(様式第13号)の看板を設置することにより行うものとする。

- (1) 事業区域の所在地及び面積
- (2) 事業者の名称及び連絡先
- (3) 緊急時の連絡先
- (4) 発電設備の総発電出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

2 事業者は、前項の看板に記載した事項に変更が生じ、条例第13条第1項本文の規定による協議が終了したとき又は同項ただし書の市規則で定める軽微なものに係る変更を行ったときは、当該看板に記載した事項を速やかに訂正するものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第

14号)とする。

(指導, 助言又は勧告に係る書面)

第12条 条例第16条第1項の指導又は助言は, (指導・助言) 通知書(様式第15号)により行うものとする。

2 条例第16条第2項の勧告は, 勧告書(様式第16号)により行うものとする。

(公表)

第13条 条例第17条第1項の規定による公表は, 土浦市公告式条例(平成2年土浦市条例第14号)第2条第2項の市役所前掲示場及び同条例別表に掲げる掲示場への掲示その他相当と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会を付与する通知等)

第14条 条例第17条第2項の規定による通知は, 意見を述べる機会を付与する通知(様式第17号)により行うものとする。

2 事業者は, 条例第17条第2項の規定により通知された事項について意見を述べようとするときは, 公表に関する意見書(様式第18号)により行うものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか, 必要な事項は, 市長が別に定める。

付 則

この規則は, 公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

抑制区域

| 事業を行わないよう協力を求める区域  | 理由   |
|--|--|
| <p>国定公園（自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号の規定により指定された区域をいう。）、特別保護地区（同法第21条第1項の規定により指定された区域をいう。）、第1種特別地域（自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）第9条の2第1号に規定するものをいう。）、第2種特別地域（同条第2号に規定するものをいう。）及び第3種特別地域（同条第3号に規定するものをいう。）</p> | <p>優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置により、自然環境に影響を及ぼすおそれがある区域であるため</p> |
| <p>自然環境保全地域（茨城県自然環境保全条例（昭和48年茨城県条例第4号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。）の区域内に指定する特別地区（同条例第6条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>  | <p>貴重な植物、動物等が生息し、又は生育する良好な自然状態を保持している地域であるため</p>                   |
| <p>鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された区域をいう。）内に指定する特別保護地区（同法第29条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>  | <p>鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域であり、工作物の設置や木竹の伐採等、開発行為が規制されている区域であるため</p>  |

|   |   |
|---|---|
| <p>農用区域（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イに規定するものをいう。）、甲種農地（同法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条に規定する農地をいう。）及び第1種農地（同法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち甲種農地以外のものをいう。）</p> | <p>優良農地を保全する目的で、転用が厳しく制限されている区域であるため</p>  |
| <p>保安林（森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された区域をいう。）</p>  | <p>水源の<sup>かん</sup>涵養，土砂流出の防備，土砂崩壊の防備その他災害の防備や生活環境の保全，形成等を目的として指定された区域であり，立木伐採や土地の形質変更が制限されている区域であるため</p> |
| <p>河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定するものをいう。）、河川保全区域（同法第54条第1項の規定により指定された区域をいう。）及び河川予定地（同法第56条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>   | <p>出水時に流下阻害が発生し，河川管理施設を損傷させる危険性がある区域であるため</p>   |
| <p>砂防指定地（砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づき，治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止し，若しくは制限すべき土地として，国土交通大臣が指定した一定の土地の区域をいう。）</p>   | <p>治水上の砂防施設を要する土地又は一定の行為を禁止し，若しくは制限すべき区域として指定され，災害発生<sup>の</sup>危険性がある区域であるため</p>                         |

|   |   |
|---|---|
| <p>地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>                       | <p>地下水等により発生する地すべりによる山や盛土等の造成地の崩壊被害を防止するため，一定の行為を制限する必要がある区域であるため</p>                 |
| <p>急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>        | <p>崩壊のおそれのある急傾斜地で，崩壊の助長，誘発されるおそれがないようにするために一定の行為を制限する必要がある区域であるため</p>                 |
| <p>土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p> | <p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合は，住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であり，土砂災害を防止するため特に警戒避難体制を整備すべき区域であるため</p> |
| <p>景観形成重点地区（土浦市景観条例（平成23年土浦市条例第26号）第10条第1項の規定により指定された区域をいう。）</p>                    | <p>市の景観計画区域のうち，重点的又は計画的に景観の保全又は誘導を図る必要がある区域であるため</p>                                  |
| <p>風致地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第21項に規定するものをいう。）</p>                                  | <p>都市における風致を維持し，景観を守るため，建築物の建築や立木の伐採や土地の形質の変更を規制する区域であるため</p>                         |
| <p>埋蔵文化財包蔵地（埋蔵文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第92条第1項に規定するものをいう。）を包蔵する土地をいう。）</p>           | <p>復元が不可能な市民の共有財産である埋蔵文化財を文化財保護法第3条に基づき，適切に保護管理する必要がある区域であるため</p>                     |

別表第 2（第 4 条関係）

配慮事項

| 配慮を要する項目                 | 配慮すべき事項  |
|--------------------------|--|
| <p>1 防災及び安全対策に関すること。</p> | <p>(1) 土地の形質変更は，最小限とすること。</p> <p>(2) 土地の形質変更により，盛土や切土が生じ，土砂災害が懸念される区域は，擁壁，石張り，吹付け，のり枠，のり面排水等によるのり面等の保護措置を講じ，土砂の流出を防止する対策を講じること。</p> <p>(3) 雨水排水は，降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策を講じること。</p> <p>(4) 湧き水がある場合は，地下排水管を設置するなど適切な措置を講じること。</p> <p>(5) 崖地の近隣に設置する場合は，崖肩からの離隔や崖肩沿いの排水などによって，崖地の崩落防止対策を講じること。</p> |
| <p>2 生活環境の保全に関すること。</p>  | <p>(1) 住宅地に近接する又は公道に接する場合において，圧迫感，騒音，熱，反射等に配慮し，敷地境界から後退し，植栽を設けて遮蔽するなどの対策を講じること。</p> <p>(2) 樹木等の伐採を行う場合は，既存樹木を生かすなど最小限の伐採に抑え，良質な自然環境を著しく損なわない対策を講じること。</p> <p>(3) 工事を行う場合は，大型車両及び関係車両の通行並びに重機等の使用に伴う振動，騒音，粉塵等による被害を周辺に及ぼさないよう必要な措置を講じること。</p> <p>(4) 周辺を通行する歩行者，一般車両，隣地家屋等の安全の確保に努めること。</p>         |
| <p>3 町内会及び近隣関係者に関する</p>  | <p>(1) 事業の案内看板を設置し，事業内容の周知を図ること。</p>   |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>ること。</p>                     | <p>(2) 町内会から要望があった場合は，説明会を開催すること。</p> <p>(3) 町内会又は近隣関係者から要望が寄せられた場合は，事業に取り入れるよう努めること。</p> <p>(4) 事業に関する苦情が寄せられたときは，誠意を持って速やかに対応すること。</p>  |
| <p>4 発電設備を設置した後の維持管理に関すること。</p> | <p>(1) 事業者は，「①事業区域の所在地及び面積，②事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にある場合は，その名称，代表者の氏名及び事務所の所在地）③緊急時の連絡先，④発電設備の総発電出力及び運転開始日⑤発電事業期間⑥看板の設置年月日」を表記した看板を敷地内の見やすい場所に設置し，定期的な保守点検を実施すること。</p> <p>(2) 発電施設内に事業関係者以外が安易に立ち入ることがないようにフェンス等を設置するなどの安全対策を講じること。</p> <p>(3) 敷地内の樹木の<sup>せん</sup>剪定，除草，清掃等を計画的に実施し，周辺環境に影響を及ぼすことのないよう対策を講じること。この場合において，周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は，速やかに対処すること。</p> <p>(4) 除草剤や農薬の使用に当たっては，適正な散布を心掛け，散布の日時等を事前に町内会，近隣関係者及び関係機関へ周知を図り，周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。</p> <p>(5) 自然災害等により発電施設が破損したときは，速やかに復旧又は撤去をすること。この場合において，発電施設の撤去や廃止をするときは，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号），建設工事に係る資材</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）等の関係法令に基づき事業者の責任において適切な処理をすること。 |
|--|---|

※ 上記配慮事項を町内会及び近隣関係者に説明し，理解を得た上で工事に着手すること。

別表第3（第6条関係）

別に定める図書

| 図書の種類                                   | 備考   |
|---|--|
| 1 位置図及び案内図                              |  |
| 2 土地利用計画図（太陽光発電設備の施工図）                  | 縮尺1000分の1以上の図面で発電設備，緑地（既存，新設），防災・緩衝施設等の配置等がわかるもの                 |
| 3 土地造成計画（平面図・断面図）<br>①土地現況図<br>②土地造成計画図 | 縮尺1000分の1以上の図面で切土箇所・盛土箇所（色分け），高低差，のり面の勾配角度，保護措置（擁壁等）の設置状況等がわかるもの |
| 4 雨水排水計画図                               | 排水施設配置図，排水計算書及び地質調査書等に関するもの                                      |
| 5 工作物構造図                                | 排水施設及び事業区域境界付近の防災措置，緩衝施設等の詳細がわかるもの                               |
| 6 公図及び地積図                               | 公図には，近隣関係者として事業の説明が必要なものに係る土地の所有者及び地番を記入すること。                    |
| 7 事業区域内の登記事項証明書                         | 副本にはコピーを添付でも可  |
| 8 看板（様式第1号）設置の写し                        | カラー写真  |
| 9 他の法令による許可又は認可等を受けている場合はその写し           |  |
| 10 その他市長が必要と認める図書                       |  |

様式第1号(第5条関係)

| 太陽光発電設備設置事業のお知らせ  |          |
|---|----------|
| 事業区域の所在地  | 土浦市      |
| 事業区域の面積   | 平方メートル   |
| 工事着手予定年月日   | 年 月 日    |
| 工事完了予定年月日   | 年 月 日    |
| 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)  | 氏名<br>住所 |
| 設計者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)  | 氏名<br>住所 |
| 工事施工者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)  | 氏名<br>住所 |
| 看板設置年月日   | 年 月 日    |
| <p>この看板は、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第8条第3項の規定により設置したものです。</p> <p>太陽光発電設備設置事業に関する連絡先</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名</p> <p style="padding-left: 40px;">住所</p> <p style="padding-left: 40px;">連絡先</p> <p>工事に関する連絡先</p> <p style="padding-left: 40px;">氏名</p> <p style="padding-left: 40px;">住所</p> <p style="padding-left: 40px;">連絡先</p> |          |

※ 設置上の注意

- (1) 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。
- (2) 太陽光発電設備設置事業に着手する60日前から事業区域内の見やすい場所に設置すること。

年 月 日

（宛先） 土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

事前協議書

土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、下記の事業について関係書類を添えて協議します。

記

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 発電事業者の氏名及び住所<br>（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏名                          |
|  | 住所                          |
| 事業区域の所在地   | 土浦市                         |
| 事業区域の面積  | 平方メートル                      |
| 工事施工者の氏名及び住所<br>（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏名                          |
|  | 住所                          |
| 工事着手予定日  | 年 月 日                       |
| 工事完了予定日  | 年 月 日                       |
| 発電事業期間   | 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>（ 年間） |
| 発電設備の運転開始予定日   | 年 月 日                       |

様式第3号（第6条関係）

事業計画書

|   |   |
|---|---|
| 発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）      | 氏名  |
|   | 住所  |
|   | 連絡先（電話）   |
| 設計者又は代理人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）   | 氏名  |
|   | 住所  |
|   | 連絡先（電話）   |
| 工事事業者又は代理人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏名  |
|   | 住所  |
|   | 連絡先（電話）   |
| 太陽電池モジュール（パネル）の総面積                                    | 平方メートル  |
| 太陽電池モジュール（パネル）の種類                                     | 単結晶      多結晶      薄膜シリコン<br>C I S      C I G S<br>その他（                      ） |
| 発電事業期間  | 年 月 日から 年 月 日まで<br>（                      年間）                                 |
| 想定発電出力  | k W   |
| 想定年間の総発電電力量   | k W h   |
| 消防施設  |   |
| 都市計画区域  | 都市計画区域 内・外                      地域  |
| 関係法令  |   |



年 月 日

（報告先）土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

印

電話番号

町内会に対する説明報告書

町内会に対する説明を行ったので、次のとおり報告します。

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 事業区域の所在地                           | 土浦市                                     |
| 説明会を実施した日，<br>場所及び参加者名             | 開催日 年 月 日 回目）<br>場所<br>参加者名 別紙参加者一覧のとおり |
| 説明した内容                             |   |
| 町内会からの意見又は<br>要望の内容                |   |
| 町内会からの意見又は要<br>望に対する事業者の対応<br>又は回答 |   |

上記の内容は，説明を受けた内容と相違ありません。

年 月 日

町内会の名称  
代表者 住所  
氏名

様式第 6 号（第 6 条関係）

年 月 日

（報告先） 土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

近隣関係者に対する説明報告書

近隣関係者に対する説明を行ったので，次のとおり報告します。

|                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| 事業区域の所在地                     | 土浦市                          |
| 説明を実施した日及び場所                 | 説明を実施した日<br>年 月 日（ 回目）<br>場所 |
| 説明を受けた者の住所及び氏名               | 別紙のとおり                       |
| 説明を行った者の氏名                   |                              |
| 説明した内容                       |                              |
| 近隣関係者からの意見又は要望の内容            |                              |
| 近隣関係者からの意見又は要望に対する事業者の対応又は回答 |                              |

第 年 月 日 号

殿

土浦市長



事前協議終了通知書

下記の事業について協議が終了したので、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第10条第1項の規定により通知します。

記

|  |           |
|--|-----------|
| 発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏 名       |
|  | 住 所       |
| 事業区域の所在地   | 土浦市       |
| 事業区域の面積  | 平方メートル    |
| 太陽光発電設備の出力                                       | K w       |
| 事前協議の日及び受付番号                                     | 年 月 日 第 号 |

市の意見

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第 8 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

### 工事着手届出書

下記の工事に着手するので、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する  
条例第 1 1 条の規定により届け出ます。

### 記

|  |     |
|--|-----|
| 発電事業者の氏名及び<br>住所（法人その他の団<br>体にあつては、その名<br>称、代表者の氏名及び<br>事務所の所在地） | 氏名  |
|  | 住所  |
| 事業区域の所在地   | 土浦市 |
| 太陽光発電設備の出力   | K w |

年 月 日

（宛先）土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

工事（中止・再開）届出書

下記の工事を（中止・再開）しますので、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第11条の規定により届け出ます。

記

|  |     |
|--|-----|
| 発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏名  |
|  | 住所  |
| 事業区域の所在地   | 土浦市 |
| 太陽光発電設備の出力                                       | K w |
| 工事を（中止・再開）する理由                                   |     |

年 月 日

（宛先）土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

工事完了届出書

下記の工事が完了したので、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する  
条例第11条の規定により届け出ます。

記

|  |       |
|--|-------|
| 発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏名    |
|  | 住所    |
| 事業区域の所在地   | 土浦市   |
| 太陽光発電設備の出力                                       | K w   |
| 工事完了の日   | 年 月 日 |
| 発電設備の運転開始予定日                                     | 年 月 日 |

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

### 工事取りやめ届出書

下記の工事を取りやめますので、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第 1 1 条の規定により届け出ます。

### 記

|  |     |
|--|-----|
| 発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏名  |
|  | 住所  |
| 事業区域の所在地   | 土浦市 |
| 太陽光発電設備の出力                                       | K w |
| 工事を取りやめる理由                                       |     |

年 月 日

（宛先） 土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

㊞

電話番号

事業変更協議書

土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第 1 3 条第 1 項本文の規定により、関係書類を添えて下記のとおり協議します。

記

1 事業区域の所在地等

|  |     |
|--|-----|
| 事業区域の所在地   | 土浦市 |
| 発電事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏名  |
|  | 住所  |
| 太陽光発電設備の出力                                       | K w |

2 変更する事項

| 土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第 9 条第 1 項の協議を行った事項のうち変更をしようとする項目 | 変更前 | 変更後 |
|---|-----|-----|
|   |     |     |

様式第 1 3 号（第 1 0 条関係）

| 太陽光発電設備の管理者等に関する情報   |                  |
|--|------------------|
| 事業区域の所在地   | 土浦市              |
| 事業区域の面積  | 平方メートル           |
| 事業者の氏名及び住所<br>（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）   | 氏名<br><br>住所     |
| 緊急時の連絡先  |                  |
| 発電設備の総発電出力   | K w              |
| 発電設備の運転開始日   | 年 月 日            |
| 発電事業期間   | 年 月 日から          |
|  | 年 月 日まで<br>( 年間) |
| 看板の設置年月日   | 年 月 日            |
| <p>この看板は、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第 1 4 条の規定により設置したものです。</p> <p>太陽光発電設備設置事業に関する連絡先</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p> |                  |

※ 設置上の注意

- (1) 看板の大きさは、縦 9 0 センチメートル以上、横 9 0 センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが 6 0 センチメートルの位置を基準として設置すること。
- (2) 記載内容に変更が生じた場合は、速やかに訂正すること。

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

（表面）

|   |       |
|---|-------|
| 第   | 号     |
| 所属  |       |
| 職氏名   |       |
| 身分証明書   |       |
| この証明書を携帯する者は、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第 1 5 条第 1 項の規定による立入調査を行う職員である。                  |       |
| 年   | 月 日交付 |
| 土浦市長  |       |
|  |       |

（裏面）

土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（抜粋）

（報告及び立入調査）

第 1 5 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員を事業区域に立ち入らせ、必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により事業区域に立ち入り、調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 第 1 項に規定する権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 号  
年 月 日

殿

土浦市長



（指導・助言）通知書

土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定により，下記のとおり（指導・助言）します。

記

|            |  |
|------------|--|
| 事業区域の所在地   |  |
| （指導・助言）の内容 |  |

第 号  
年 月 日

殿

土浦市長



勧告書

あなたには、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行いました。が、現在もなお必要な措置がなされていないので、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第16条第2項の規定により、下記の措置を講じるよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例及びこの規則の規定によりあなたの氏名及び住所並びにこの勧告の内容を公表することがあります。

記

|          |       |
|----------|-------|
| 事業区域の所在地 |       |
| 措置期限     | 年 月 日 |
| 措置すべき事項  |       |

殿

土浦市長



## 意見を述べる機会を付与する通知

下記の件については、 年 月 日付 第 号の勧告書をもって必要な措置を講じるよう勧告しましたが、いまだに改善が認められないことから、土浦市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例第 17 条第 1 項の規定によりその旨を公表することを予定しています。よって、同条第 2 項の規定により意見を述べる機会を付与します。

なお、意見書の提出期限までに提出されない場合は、次に記載した公表を予定する事項を公表することとなります。

## 記

## 1 公表を予定する事項

|  |  |
|--|--|
| 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） | 氏名<br>住所   |
| 事業区域の所在地                                       |  |
| 公表の原因となった事業の内容                                 |  |
| 指導若しくは助言又は勧告に至る経過                              |  |
| 公表の時期  | 年 月 日  |
| 公表の方法  | 土浦市公告式条例（平成 2 年土浦市条例第 14 号）第 2 条第 2 項の市役所前掲示場及び同条例別表に掲げる掲示場への掲示その他適当と認められる方法 |

## 2 意見を述べる機会の付与に関する事項

|          |       |
|----------|-------|
| 意見書の提出期限 | 年 月 日 |
| 提出先      |       |

年 月 日

（宛先）土浦市長

事業者

住所（事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体の名称  
及び代表者の氏名）

⑩

電話番号

公表に関する意見書

年 月 日付け 第 号の意見を述べる機会を付与する  
通知が送付されたので、下記のとおり意見を述べます。

記

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 事業区域の所在地                     |  |
| 公表の原因となった<br>事業に関する意見        |  |
| その他公表を予定し<br>ている内容に関する<br>意見 |  |

備考 意見書を提出する場合は、証拠書類等を提出することができます。